

鞍手町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成18年3月27日鞍手町規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、鞍手町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年鞍手町条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 町長又は町教育委員会（以下「町長等」という。）は、条例第2条に規定する指定管理者の公募においては、鞍手町役場掲示板への掲示又は広報紙若しくはホームページへの掲載等、必要な措置を講じなければならない。

(申込資格)

第3条 条例第3条に規定する申込みができる者は、法人その他の団体（以下「団体」という。）であって、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- (5) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、法第92条の2、法第142条(同条を準用する場合を含む。)又は法第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- (6) 国税及び地方税を滞納している者

2 その他申込資格に関して必要な事項は、町長が別に定める。

(申込書等)

第4条 条例第3条に規定する指定管理者の指定の申込みは、次に例示する書類を提出することにより行うものとする。

- (1) 様式第1号による申込書
- (2) 申込資格を有していることを証する書類
 - ア 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
 - イ 非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書

ウ 定款、規約その他これらに相当する書類

エ 様式第2号による申込資格に関する申立書（以下この号において「申込書」という。）

オ 国税及び地方税の納税証明書（募集要綱の配布開始日以降に交付されたもの）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

(3) 管理を行う公の施設の事業計画書

(4) 管理に係る収支計画書

(5) 当該団体の経営状況を証明する書類

ア 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）

イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）

ウ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ）

エ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書

オ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

(6) その他町長が必要と認める書類

（選定委員会の設置）

第5条 指定管理者の選定を公平かつ適正に行うため、鞍手町公の施設に係る指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 町長等は、条例第4条に規定する指定管理者の候補者の選定に当たっては、選定委員会の意見を聴くものとする。

（選定委員会の組織）

第6条 選定委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、副町長、管財課長、総務課長、まちづくり課長、都市整備課長、福祉人権課長、教育課長、産業振興課長その他委員が必要と認める者をもって充てる。

（委員長）

第7条 選定委員会に委員長を置き、副町長をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、管財課長が職務を代理する。

（会議）

第8条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 選定委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(審議)

第9条 選定委員会は、鞍手町の公の施設に係る指定管理者に応募した者について審議し、町長等に意見を述べるものとする。

(関係職員の出席等)

第10条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第11条 選定委員会の庶務は、管財課において処理する。

(指定の通知)

第12条 条例第7条第1項に規定する指定管理者の指定の通知は、様式第3号によるものとする。

2 条例第7条第2項に規定する指定管理者の指定の告示は、様式第4号によるものとする。

(指定の取消し)

第13条 条例第10条第1項に定めるその他指定管理者の責めに帰すべき事由は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対して、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
- (2) 法第244条の2第10項の規定による指示に故意に従わないとき。
- (3) 管理を行う施設の施設設置条例、使用料条例等の施設の管理に係る関係条例又は協定の規定に違反したとき。
- (4) 条例第2条第2号の規定により明示する申込資格を失ったとき。
- (5) 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (6) 団体の経営状況の悪化等により指定管理業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき。
- (7) 組織的な非違行為が行われていた場合など、当該指定管理者に指定管理業務を行わせておくことが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき。
- (8) 指定管理業務が行われないとき。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鞍手駅関連施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の廃止)

- 2 鞍手駅関連施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鞍手町規則第8号）は、廃止する。

(鞍手駅関連施設指定管理者選定要綱の廃止)

- 3 鞍手駅関連施設指定管理者選定要綱（平成16年鞍手町告示第49号）は、廃止する。

附 則（平成19年3月29日規則第6号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月3日規則第2号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月15日規則第3号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式 省略